

浜情委第126号

平成29年3月8日

浜松市長 鈴木康友 様
(中区区振興課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 酒井英人

浜松市個人情報保護条例第43条の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年8月8日付け浜中振第129号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の訪問記録及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付けケース記録票の来課主旨」の保有個人情報部分訂正決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第84号)

1 委員会の結論

浜松市長が訂正しないとした決定処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年2月9日、「平成〇〇年〇〇月〇〇日以降から現在に至る、私の生活保護実施に関する一切の記録」の開示請求をした。
- (2) 平成28年2月22日、実施機関は、浜松市個人情報保護条例第24条第1項の規定により、全部開示することを決定し、審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年3月23日、審査請求人は、浜松市個人情報保護条例第31条の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の訪問記録及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付けケース記録票の来課主旨」について保有個人情報の訂正を請求した。
- (4) 平成28年4月21日、実施機関は、訂正請求記録の内容確認に時間を要するため、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書を審査請求人に通知した。
- (5) 平成28年4月26日、実施機関は、浜松市個人情報保護条例第34条第1項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付の訪問記録及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付ケース記録票への来課主旨」を訂正することを決定するとともに、同条第2項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録」について、根拠資料がないため、訂正しない旨、審査請求人に通知した。
- (6) 平成28年7月25日、審査請求人は、(5)の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (7) 平成28年8月8日、審査庁は、浜松市個人情報保護条例第43条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

浜松市長がなした平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜中活第〇〇号保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書において、浜松市個人情報保護条例第34条第2項の規定による訂正をしない旨の決定の内容で、「平成〇〇年〇〇月〇〇日と記載されたケース記録票の6行目から7行目の間への追記（来課記録）について、追記する根拠資料が無い」ため訂正しない部分について不服なので審査請求をし、この処分を取消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

〇〇月〇〇日に、審査請求人は本件審査請求対象外別件でのケース記録作成に関して問い合わせるため、浜松市中区役所2階生活福祉課窓口を訪問した。同所の第一相談室においてケース記録票記載の起案担当者である担当員A氏、およびA氏の上長で

ある同課生活保護支援第3グループ長B氏の臨席で問合せたところ、本件を含め一般にケース記録票の起案は同課内のコンピューターでの入力によるしかできないためメモを作成した後コンピューター入力がされるという回答を得た。

本件において、当該保有個人情報訂正請求の対象となるケース記録票につき、これに記載されるべき事項は、「左欄に平成〇〇年〇〇月〇〇日を意味する文言を、同じく右欄には、被保護者が担当部署に来訪して窓口において「資産に関する申告のお願い」と題された文書の「国（厚生労働省）から」「指示がありました」の記載の出処その法的根拠につき質問したところ、担当ケースワーカーA氏が応対して調査の上で後日に回答する約束をした旨」という、被保護者である審査請求人が同課に来訪して同課職員に問合せた旨の面談という事実の存在することである。

この事実の存在を記載すべきか否かについては、起案権限者にはその裁量の余地が無く、その権限を逸脱しているわけであり、不作為により真実に反する記載を敢えて起案者がその意図により作出したものと評価せざるを得ない。そして、この虚偽記載作出は、ケース記録票という公文書への社会的信頼を著しく毀損する反社会的行為として強く非難されなくてはならない。

さらには、本件処分の対象となるケース記録票記載にかかる起案の基礎となるメモを喪失したなどとして、訂正手続に非協力的である。これは同課所属職員ら個人のみならず当該実施機関の組織的対応としても、住民であり個人としての審査請求人の人格を酷く傷つけるものとして看過できないものである。

よって、処分庁は浜松市個人情報保護条例第33条の規定する「当該訂正請求に理由があると認める」の解釈および適用を誤ったものであり、個人の尊重原理を掲げる日本国憲法を強調するまでもなく極めて違法性が高く、また本件処分は、はなはだしく不当であると言わざるを得ない。

(3) 反論書での主張

本件弁明書において、3. 審査請求書記載事実の認否の4行目「来課記録を追記するに至る来課日を確認する根拠が確認できない」との記載については、これを否認する。

1. 事件の表示に示される対象となる事件の平成〇〇年〇〇月〇〇日付け審査請求書添付の機械的客観的記録としての音声録音記録が提示されており、この客観的と認められる記録を示されてもなお、「根拠が確認できない」と処分庁は強弁するだけであり、処分庁の主張は不合理かつ失当であると言わざるを得ない。

4 実施機関の主張

審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録の追記について、追記する根拠資料が無いと訂正をしないと決定について不服であるとの主張であるが、審査請求人より提出された音声記録（CD-R）の内容は、平成〇〇年〇〇月〇〇日の審査請求人が来課した時の「資産申告書の提出について」の記録内容と同様の内容である。また、審査請求人から提出された音声記録（CD-R）において、来課日を確認するに至る記録が

確認できないことから、審査請求人の主張の通り平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの来課記録を追記するものでない。

このため、浜松市長が浜松市個人情報保護条例第34項第2項に基づき、訂正しない旨を決定した処分は妥当であるとの答申を求める。

以上のことから、本件処分は妥当である。

5 委員会の判断

浜松市個人情報保護条例第33条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定しており、実施機関は保有個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正の義務を負っていると解される。

本件訂正請求に係る保有個人情報である「ケース記録票」については、当該記載が、生活保護法が必要な保護を行う上で前提としている「困窮の程度」の記録を誤っており、かつ、当該誤りが当該保有個人情報の本人の「保護決定の判断」に影響を及ぼす場合に限り、実施機関は条例に基づく訂正の義務を負うと考えられる。

本件訂正請求に係る「ケース記録票」の平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録は、直接に「困窮の程度」を示す情報とまではいえず、審査請求人は、審査請求書において「ケース記録票という公文書への社会的信頼を著しく損傷する」、「住民であり個人としての審査請求人の人格を酷く傷つける」と主張しているが、「ケース記録票」の平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録によって、審査請求人の「保護決定の判断」に何らかの影響を及ぼしたとまでは言及していない。

また、実施機関からの聞き取りでも、「今回訂正しないことをもって、訂正請求者が不利益を被る恐れはない。」とのことである。

以上のことから、本件訂正請求に係る保有個人情報について、実施機関は条例に基づく訂正の義務を負わず、実施機関が訂正しないとした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記) 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 8月 8日	諮問を受けた。
9月 1日	審査庁から弁明書を受理した。
9月23日	審査庁から反論書を受理した。
12月26日	諮問の審査を行った。
平成29年 1月30日	答申案の検討を行った。
2月24日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	酒井 英人	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	高橋 邦武	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順